

# 合併協定項目の検証と成果報告③

神崎市は、平成18年3月20日に神崎町、千代田町、脊振村の2町1村が合併して誕生し、丸6年が経過しました。

3町村での合併協議会において整理された合併協定項目について、その後の実施・調整項目を検証し、各部署ごとに報告します。

## 産業建設部

### 農林水産業

平成19年度に旧3町村の各水田農業推進協議会が合併して「神崎市水田農業推進協議会」が設立され、現在、「神崎市農業再生協議会」に名称が変わり、生産性の高い土地利用型農業の展開に向け、戸別所得補償等の取組みを行っています。また、中山間地域等直接支払については、脊振町のほぼ全集落で平成12年度から取り組まれていましたが、平成22年度からは神崎町北部地域においても集落協定が締結され、耕作放棄地の発生防止や集団的な営農体制の整備に取り組んでいます。

### ◇クリーク整備と森林保全◇

市南部の平坦地域のほ場整備事業で造成されたクリークは、法面の崩落が著しく、営農を行っていく上で農作物の搬送や農業用機械の通行に大変支障をきたしています。



▲間伐が必要な森林



▲間伐材を用いたクリーク整備

一方、市北部には約5千haの森林がありますが、木材価格の低迷や高齢化による労働不足により、適切な管理が行えない状況にあります。このため、クリークの保全と山林の保全の両方を組み合わせた事業として、平成23年度に、市有林の間伐材等を利用した、クリークの法落ち対策事業（土地改良モデル事業）を実施しました。また、本年度から県営クリーク整備事業において、市内クリーク180kmを概ね10年間で木柵工により整備を進める計画となっています。

このクリーク整備事業を森林の健全化、木材利用の拡大を図る契機とするため、今後、計画的な搬出間伐の実施、木材の安定供給のための体制整備等に取組むことにしています。

### 商工観光関係事業

中小企業融資制度、企業誘致のための奨励制度などについては合併時に統合されました。

ただし、企業誘致のための奨励制度については、他の市町よりも企業誘致を優位に進めるため、その都度、優遇措置の見直し

しなど、改善に努めています。また、平成21年9月には市内企業と市との情報交換、連携強化を図るため、「神崎市企業連絡協議会」を設置しました。現在、企業団体50社の参加をいただき、本市産業の発展と企業のイメージアップを図っています。

### ◇神崎市観光協会の設立◇

観光協会の統合については、合併時、調整がつかず、脊振町と神崎町にそれぞれ観光協会が存続することになりましたが、昨年、神崎市観光協会設立準備会が設立され、約1年間にわたる協議調整をなされた後、今年1月26日に神崎市観光協会が設立されました。



▲神崎市観光協会設立総会

今後は、市の観光行政と歩調を取りながら、市全体の観光資源を見つめ直し、新たな観光資

源の掘り起こしを進め、観光客の誘致宣伝、郷土芸能等の育成保存などの事業に取り組みで行くこととなります。

特に、本年度は、市の観光協会の取り組みとして、神崎町竹原地区にある「王仁天満宮」を新たな観光資源として磨き上げるため、基本的な整備のための構想策定など、新たな事業に取り組みすることになっています。



▶王仁天満宮

### 南北をつなぐ市道等の整備

神崎市は、合併により南北に長い形状となったことから、新市まちづくり計画では、地域の一体化と個性あるネットワークを促進するため、市内ひいては福岡都市圏とを結ぶ大きな縦軸として、地域縦断交流軸を設定しています。これは、3地区の生活拠点を結ぶ県道三瀬神崎線や市道を整備することにより、市内の人・物の交流や連携を促進するものです。

このため、平成19年度に神埼町の中心部と千代田町の中心部とを結ぶ市道国管千代田西1号線の整備に着手しました。本路線は、片側歩道付の2車線道路で、平成23年度末には、神埼町から国道264号間の整備をほぼ終えたところであり、今後更に南進し、県道佐賀・八女線まで整備を行なうことになっています。



▲市道国管千代田西1号線

また、県道三瀬神埼線については、交差点改良や歩道整備が県により順次進められており、仁比山小学校付近の歩道整備についても実施される運びとなっています。

これら地域縦断交流軸については、神埼市総合計画（H20策定）や都市計画マスタープラン（H23策定）にも反映しており、今後も、南北をつなぐ市道等の

整備を推進していくことにしています。

### 生活排水処理事業

下水道及び浄化槽の整備に関しては、公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を目指すことを目的として、合併前の町村で取り組まれていた各種事業を整理・統合し、地理的・社会的条件に応じた最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行っています。

公共下水道では、使用可能世帯数が、18年度当初1,803世帯でしたが、23年度末においては、3,054世帯まで増加しています。整備計画面積476haに対し、現在までに243haが完了しており、整備率は51%となっています。

浄化槽整備では、設置済み基数が、18年度当初2,316基数でしたが、23年度末においては、3,013基まで増加しています。

このように神埼市内において、水洗トイレが使用でき、下水道または浄化槽で生活雑排水の処理を行っている家庭は、年々着実に増えてきており、市民の皆さまから次のような声が寄せられています。

- ・河川や水路が、きれいになってきた。洗剤等による泡立ち風景を見なくなった。
- ・水洗トイレが使えるようになった。
- ・快適で衛生的な生活ができるようになった。
- ・ハエや蚊の発生が少なくなった。
- ・汲み取りを頼む手間が省けて、臭いもしないので快適である。

しかし、トイレの水洗化率は県平均レベルに達しておらず、まだまだ整備の拡大が必要です。近年の厳しい財政状況の中で、経済的・効率的な整備を進めていきます。



▶現在日量約2,000立方メートルの汚水を処理している浄化センターの最終沈殿池

### ▼合併協定項目の調整状況一覧【産業建設部】

協定項目	協定内容	調整時期							調整状況	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		
農林水産業関係事業の取扱い	農業用道路については地域の舗装率、ほ場整備については整備状況を考慮し、合併後に随時調整する。								H27まで整備	合併時の認定農道の舗装率が神埼町91.5%千代田町53.9%と整備率に格差が生じていたため、合併特例債を活用し、平成21年度から平成27年度において千代田町管内の農道を舗装整備中
	農業関係の補助事業で町村単独事業については、合併後速やかに調整する。		○							○ 平成18年度に調整済
	関係団体への負担金については、合併後に随時調整し統合する。		○							○ 平成18年度に調整済
	農業関係の基本構想、基本計画等については、合併後速やかに調整し、作成する。		○							○ 平成18年度に作成済
	林業関係の町村単独事業については、合併後速やかに調整する。				○					○ 平成19年度に調整済
商工・観光関係の取扱い	森林整備計画等については、現行の計画を基本とし、新市において作成する。			○						○ 平成19年度に作成済
	観光振興事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。			○						○ 新市発足時に、調整済
労働・消費者行政関係の取扱い	消費生活相談事業、消費者啓発推進事業は、新市において制度を定める。			○						○ 新市発足時に、神埼町の例により調整済
	道路認定基準、生活道路整備事業、開発指導要綱、工事検査実施規定等については、新市において新たに定める。			○						○ 工事検査実施規定については、佐賀県建設工事検査規定に準じ、その他については新市発足時に制定
建設関係事業の取扱い	都市計画審議会は、新市において新たに設置する。						○			○ 平成21年9月に「神埼市都市計画審議会設置条例」を制定し審議会を設置
	下水道(公共下水道、農業集落排水)は現行のとおり新市に引継ぎ、新市において制度の統合に努める。	○		○						○ 平成19年度に下水道整備基本構想を策定。既計画の集合処理区域及び事業種別を一部見直す
下水道事業の取扱い	浄化槽設置整備事業については、合併後速やかに調整し、新市において実施する。						○			○ 新市発足時に市町整備型事業を千代田町と脊振町の全域を対象に実施。平成22年度からは神埼町内の下水道計画区域外も対象に加え実施している
	公営住宅の使用料等については、当分の間現行のとおりとし、合併後調整を行う。			○						○ 新市発足時に調整済

# きれいな水と 快適な生活環境をめざして！

## 浄化槽整備推進事業 随時受付中

神崎市では、河川やクリークなど公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を目指すことを目的として、下水道や浄化槽の整備に取り組んでいます。市内の下水道や浄化槽の整備率は66%（平成24年3月末現在）で、まだ約1/3のご家庭が、汲取りトイレや単独浄化槽の状況となっています。このため台所、洗濯やお風呂から出る生活雑排水が浄化されないまま、河川やクリーク等へ流されている割合が3割以上を占めています。

神崎市では、市が事業主体となつて、浄化槽（高度処理型）を皆さまのお宅に設置する事業を行っています。（この事業の対象となるのは、脊振町と千代田町の全域と神崎町内の下水道「農業集落排水事業を含む」の計画区域を除く区域です）設置する浄化槽は、下水道とほぼ同等な処理能力があります。浄化槽の設置により、トイレを水洗化して快適な生活を送ることができるとともに、環境保全に役立てることが出来ます。皆さまもぜひお申し込みください。

### 市が負担する経費

- ①浄化槽本体設置工事
- ②本体設置に係る設計費
- ③維持管理費（保守点検・汲取消掃・法定検査等に要する費用）
- ④その他市長が特に必要とする経費

### ◆浄化槽設置から維持管理まで

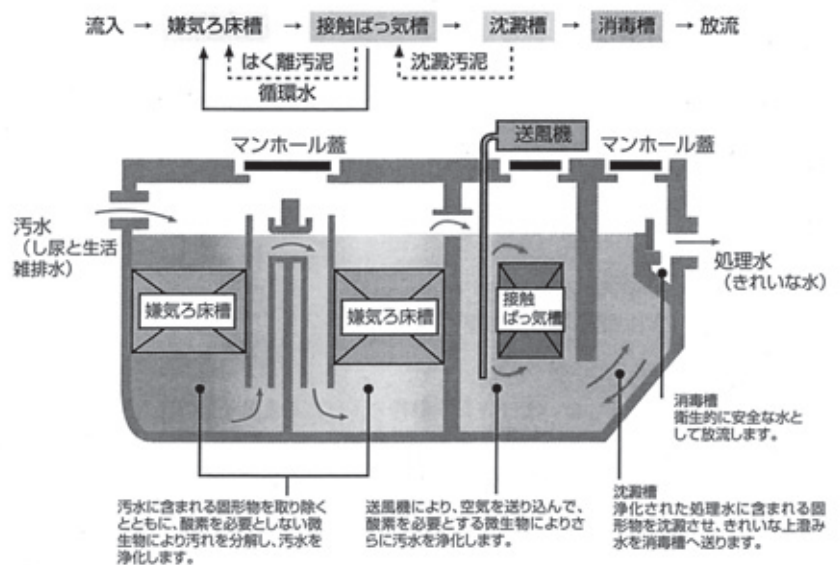
浄化槽の設置工事は、設置を希望される方（申請者）の宅地の一部を市が無償で借り上げ、市の発注により行います。申請者には、工事費の一部を**分担金**として負担いただきます。なお、浄化槽設置後は、**皆さま**から**使用料**をいただき、市が**維持管理**（保守点検・汲取り清掃・法定検査など）を行いますので安心して使用することができます。

### 使用者が負担する経費

- ①トイレの水洗化に係る経費および家屋の増改築工事費
- ②トイレ・台所・風呂場等から流入樹までの配管工事費および放流配管工事費
- ③電気・水道工事費
- ④市標準工事以外の特殊工事費（5 m以上の排水管、強化蓋、ポンプ、コンクリート・アスファルト処分、仮設費、樹木等の撤去費用）
- ⑤使用者の原因による破損等の補修に必要な経費
- ⑥分担金
- ⑦浄化槽使用料



### ▼ 浄化槽(嫌気ろ床接触ばっ気方式)の構図とフロー



### ◆申し込みについて

申し込み受付は随時行っています。新築、増改築等の**工事着工3ヶ月前までにお申し込み**ください。設置を希望される方は、市役所下水道課および各支所総合窓口にて用意している申請書で、お申し込みください。また、11人槽以上の浄化槽の場合、設置までに期間を要しますので、早めにご連絡ください。

### 合併処理浄化槽を

設置されている皆さまへ

対象区域で既に合併処理浄化槽（ただし50人槽以下のもの）を設置されている方は、浄化槽本体を市に寄付することが出来ます。ただし、定期的に保守点検され、正常な機能を維持しているものに限りです。

### ◎問い合わせ先

神崎市役所 下水道課  
37-0105

# 平成24年7月9日から住民基本台帳法の一部改正法が施行されました

## POINT 1

### 引越しをしても住民基本台帳カード（住基カード）が継続して使えるようになりました

これまでは転出するとカードが失効し、返納する義務がありました。これからは転入先の役所にカードを提出し、提出することによってカード裏面に新住所が記載され、継続使用が可能になりました。（国外転出を除く）

継続使用される場合は、住所異動届をされる際に必ず有効中のカードをご持参ください。

※引越した日から14日以内に転入届をしてください。

※継続利用の際はカードの暗証番号の確認等が必要となりますのでご注意ください。また、電子証明書は継続の対象となりません。

※外国人住民の方は1年後から住基カードが発行できるようになります。



## POINT 2

### 外国人住民の方も住民基本台帳法が適用され、日本人と同様に住民票が作成されました

#### ■住民票を作成する対象者

観光目的など短期滞在者等を除く、適法に3ヶ月を超えて在留する外国人で、住所を有する方について住民票を作成しています。

- (1) 中長期在留者（在留カード交付対象者）
- (2) 特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）
- (3) 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- (4) 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

これにより日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書（住民票）が発行できるようになりました。



#### ■住所に関する届出

今までの外国人登録制度では、住所の変更をする場合には転出地の役所での手続きは必要ありませんでしたが、これからは、日本人と同様に転出地の役所で転出証明書の交付を受ける必要があります。また、転入先の市区町村に転出証明書のほか、在留カードまたは特別永住者証明書を持参して転入の手続きをすることになります。

◎問い合わせ先 神崎市役所 市民課 ☎37-0116

有料広告

有料広告

## 「葬祭・ご相談コーナー」を開設しました。

「知っている、知らないとでは、金額的にも大きな差となります。」



家族、皆のための  
**事前相談!!**

お気軽に、お越し下さい。

- 冠婚葬祭サポートサロン「エスプラッツ店」  
☎050-3777-8380（日曜定休） エスプラッツ1F
- リバース典礼殿・絆庵  
☎0952-37-7117（日・水曜定休） 佐賀市八戸町
- リバース典礼殿・東佐賀  
☎0952-27-0078（年中無休・24時間営業） 佐賀市東佐賀町
- リバース典礼殿・鍋島  
☎0952-36-6565（日・水曜定休） 佐賀市鍋島町

**相談無料** 広告  
営業時間11:00~16:00  
**マリトピア** 佐賀市新栄東3丁目7番8号  
☎0952-22-4777



## 三神地区汚泥再生処理センターでは肥料を低価で販売しています

三神地区汚泥再生処理センターではEM菌投入の有機入り汚泥発酵肥料（15kg入り75円）を販売しており、好評を得ています。

野菜類・果樹・花などの栽培にご利用ください。

肥料の需要は季節での変動が大きいので100袋以上を希望される方は予約してください。

### ○肥料の成分

窒素5.2% りん酸5.5%

加里0.5%

### ○肥料販売日

毎週木曜日 午後1時から4時まで

### ◎問い合わせ先

三神地区環境事務組合事務局

神崎市千代田町柳島1290番地

☎34-6555

## 8月13日～15日(お盆期間中)の休業のお知らせ



### ◆し尿収集の休業期間

8月12日(日)から15日(水)まで

※お盆前は、し尿の汲み取り業務が混み合います。盆前の収集業者への予約は8月3日(金)(締切厳守)までをお願いします。

### ◆ごみ収集は通常どおりです

お盆期間中の収集は通常どおり行います。(ごみ収集カレンダーどおりです)

クリーンセンターへの直接搬入も通常どおり受け付けます。

### ◎問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課 ☎37-0112

### ◆犬ねこの引取りの休業期間

8月13日(月)から15日(水)まで

### ◎問い合わせ先

佐賀中部保健福祉事務所 ☎30-1906

## 地域・家庭・学校支援チーム「おむすび」

月	日(曜)	内 容	場 所
8月	10日(金)	ほっとサロン(ランチおむすび会) (10:00～14:00)	千代田町保健センター 保健指導室
	17日(金)	「吉村春生先生を囲んで座談会」 (10:00～11:30)	脊振公民館 2階和室
	22日(水)	あすは きっと…の会 (10:00～12:00)	神崎市中央公民館 2階和室

※10日のほっとサロンは、ランチおむすび会をしますので予約が必要です。

子育てに関わる人たちが自由に集いおしゃべりする場です。

講演会とは違って直接お話ができ、安心感をたっぷり持ち帰ることが出来ます

一人で悩まないでいっしょに考える場です。

### 整理整頓して幸せになろう

6月7日、住まいカウンセラーの田中美智子さんを講師にお招きし、神崎市中央公民館で『幸せを呼ぶ整理集術』をテーマに話をききました。

身の回りを整理して好きなものに囲まれて生活する幸せを実体験をもとに話され、「まだ使えるからもったいない」と「もの」の視点で考えるのではなく、「今の自分に必要なものか」と「自分」を主役にして考えることなど、たくさんの片付けのコツを学ぶことができました。



◀子ども連れの方も大歓迎です

有料広告

### ひとりで悩む前にまずお電話を

借金問題(債務整理)・相続・遺言・不動産登記  
商業、法人登記・成年後見(相談室あります)

料金の見積り等も、気軽にお尋ね下さい

営業時間 午前8:00～午後6:00

時間外も、電話予約OK

司法書士 すえなが総合事務所

Tel. 0952-52-2079(神埼サピエより南に100m)

司法書士 末永博義・井上智史

### 学校支援ではボランティアを募集しています!

神崎市では、各学校の職員やPTAで手の回らない所を、ボランティアで支援しています。特に、草刈や草とりなど、どの学校も不足しています。

皆様のできる時にできる事をご協力してくださる方を募集します。



### ◎問い合わせ先

神崎市教育委員会おむすびチーム ☎44-2384

# ひとり親家庭の方へのお知らせ

## 現在、児童扶養手当および医療費助成を受けている方へ 現況届の手続きをお願いします



現在、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の受給資格をお持ちの方は、毎年8月に現況届を提出していただくことになっています。この届は平成24年度（平成24年8月～平成25年7月）の受給資格を調査するもので、提出されない場合は、手当の受給ができなくなり、医療費助成が受けられなくなります。対象者の方には、7月末に通知文を送付していますので、忘れずに手続きをしてください。



### 児童扶養手当

離婚・死亡・遺棄などの理由で、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方に対し、生活の安定と自立を促進するために支給される手当です。手当を受けることができる方は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない18歳到達の年度末（障害児の場合は20歳未満）までの児童を養育している方です。ただし、一定額以上の所得がある方や公的年金の給付を受けることのできる方、児童が児童福祉施設に入所している場合には手当は支給されません。

#### ▼変更後の手当額（平成24年4月1日から適用）

	変更前	変更後
全部支給（月額）	41,550円	41,430円
一部支給（月額）	41,540円～ 9,810円	41,420円～ 9,780円

#### ※児童扶養手当の額が変更になっています！！

平成24年1月27日に平成23年全国消費者物価指数の実績値（対前年比で0.3%の下落）が公表されました。それに伴い、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の規定により、4月から手当額が引き下げられています。（右上の表のとおり）

### ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親（母子・父子など）家庭の方が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金を助成します。助成を受けることができる額は、保険適用となる医療費の自己負担分で、対象者1人につき毎月500円を差し引いた金額となります。

◎問い合わせ先

神崎市役所 福祉課 ☎37-0110

有料広告

本当にあった嬉しい話！

## お金が戻ってくる!?

### 過払金返還請求

「借金は終わったから自分には関係ない」と思っている方、もしかしたら払いすぎている利息があるかもしれません。黙っていても戻ってはきません。時効になる前に、一度ご相談ください。借金返済中の方も、もしかすると払いすぎた利息で、借金が減ったり、なくなったりする可能性があります！

プライバシー  
厳守の為

個別相談

過去に相談された方の声

- 過払金があんなにあるとは思いませんでした。相談してよかったです！
- 苦しかった生活を再建することができました。
- 相談する事が解決の第一歩だと感じました。
- 悩みが解決しました。もっと早く相談すればよかった。

予約制となっております。お電話にてご予約下さい。

通話無料 0120-290-416

女性専用通話無料 0800-200-1883

電話対応を女性がいたします。

磨(まろ)司法書士法人  
Mar. 磨(まろ)法務事務所

相談無料

■佐賀事務所 / 佐賀市駅南本町1-2-3  
佐賀県司法書士会所属 横尾 勝廣 簡裁訴訟代理関係業務 認定番号 第130016号